

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第46号

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則（平成19年大和市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表支給額の欄を次のように改める。

支給額
154,600円
152,900円
151,300円
149,600円
148,000円
146,300円
139,800円
132,800円
126,100円
119,100円
112,300円
103,500円
94,900円
86,300円
77,500円
68,500円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は令和5年4月1日から適用する。